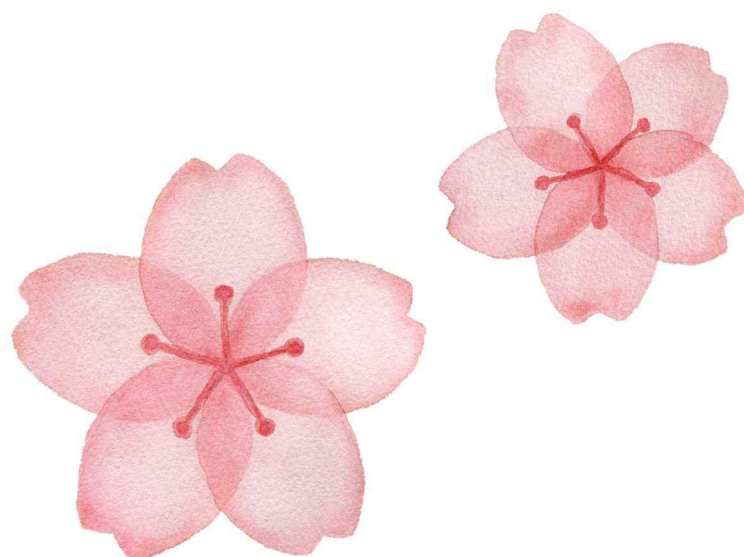


令和3年度

**いきいきフォーラム
記録集**



目 次

◇ はじめに	1
◇ いきいきフォーラム 開催概要	2
◇ 当日の様子	3
◇ チラシ「いきいきフォーラム」	4
◇ 講演概要	5
◇ いきいきフォーラム アンケート	18
◇ パープルリボン展	25
◇ チラシ「パープルリボン展作品募集」	28
◇ 実行委員の思い	29
◇ 実行委員会 年間の流れ	34
◇ 男女共同参画に係るキーワード	35
◇ いきいきフォーラム実行委員紹介	38



はじめに

国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）17項目の一つに、「ジェンダー平等を実現しよう」があります。このSDGsが社会に広まり、「ジェンダー」という言葉も、一見は浸透したように見えますが、実際はどうでしょうか。日本のジェンダーギャップ指数も120位で、世界の先進国と比べてずいぶん低い順位です。

働く現場での賃金格差や昇進格差だけではなく、家庭においても男女間格差を感じるが多々あると思います。

格差を生み出すのは意識（アンコンシャスバイアス＝無意識の思い込み）・制度（例えば選択的夫婦別姓）・慣行（男は外で働くもの、女は家庭を守るものなど）の問題であることは、早くから指摘されてきました。しかし国会での女性議員の少なさに代表されるように、意思決定の場で男女の人数割合差が大きいまま、今日に至っています。


「男女」というくくりも不適切になっている現在、ジェンダー平等は、最終的には「平等」にとどまらず、一人ひとりに焦点をおき、個人の尊重を3つの平等観（形式的＝均等に扱う・相対的＝違いに応じて対応をかえる・資質的＝格差の是正）において実現することが必要です。

そのためには一人ひとりの「気づき」が大事になってきます。まずは自分に焦点を当てて、ジェンダーに敏感になることが必要です。これは人権を守ることにも繋がります。

「いきいきフォーラム」が、その一助となれば幸いです。

令和4年3月

「いきいきフォーラム」実行委員会



令和3年度 いきいきフォーラム 開催概要

1 日時 令和3年11月20日（土）午後1時30分～3時30分

2 場所 イオンモール京都桂川3階 イオンホール

3 内容 講演 家族ってなんだろう
～個人の尊重と男女平等を家族法から考える～

講師 二宮 周平さん（立命館大学 法学部教授）

同時開催 パープルリボン展・人権パネル展

4 参加者 74名（手話通訳者、要約筆記者含む）

参加者アンケート回収数 58枚（回収率 78.4%）
（アンケートの詳細は、18～24ページをご覧ください）

【二宮周平さんのプロフィール】

○二宮 周平 さん

（にのみや しゅうへい ・ 立命館大学法学部教授）



神奈川県横浜市生まれ。

大阪大学法学研究科民事法学の博士課程の単位取得を修了。

1985年に立命館大学法学部に着任。

2009年4月から2012年3月まで法学部長及び学校法人立命館常任理事。

2015年4月から2017年3月まで立命館大学図書館長。

現在は、個人の尊厳と男女の実質的な平等を実現するための研究を進める。著書として、『結婚届 出す理由と、出さない理由』（毎日新聞社）、『家族をめぐる法の常識』（講談社現代新書）、など多数。

当日の様子



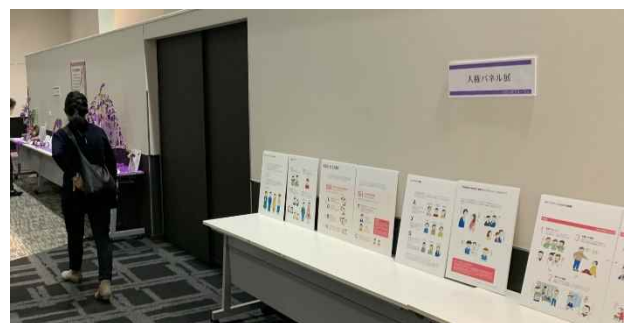
たくさんのお客様が参加してくださいました！



司会も実行委員が担当します。



今年もたくさんのパープルリボン（女性に対する暴力をなくすためのシンボル）作品を展示しました。



受付・司会だけでなく、準備、会場整理、写真撮影、講師の接待、記録集編集、総括といきいきフォーラム実行委員は、見えないところからもフォーラムを支えています。

令和3年度

いきいきフォーラム

同時開催／パープルリボン展・人権パネル展

参加料
無料

家族って なんだろう

～個人の尊重と男女平等を家族法から考える～



にのみや しゅうへい
講師 **二宮 周平** さん
(立命館大学 法学部教授)

大阪大学大学院法学研究科修了。
1985年立命館大学法学部に着任。
ジェンダー法学会の第5期理事長に就任。
(2011年～2014年)

会場

イオンモール京都桂川
3階 イオンホール

※専用の駐車場はございません。施設内の駐車場をご利用の場合は、通常の料金がかかります。

定員

先着**90**名

※優先入場券の配布を行います。
※手話通訳・要約筆記あります。

11月20日 土

午後**1時30分**～午後**3時30分**
(午後**1時**開場)

優先入場券

10月1日(金)からお一人さま2枚まで配布します。

配布場所(向日市内)

広聴協働課(市役所本館3階)
東向日別館(3階案内係)
女性活躍センター、図書館、
各コミセン、地区公民館
その他公共施設

一時保育

満1歳～就学前、定員5人
10月29日(金)までに
広聴協働課へお申込みください。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅での検温およびマスクの着用をお願いします。

問い合わせ・一時保育申込み


向日市ふるさと創生推進部広聴協働課

電話(075)874-1409 FAX(075)922-6587

電子メール kyodo@city.muko.lg.jp

主催 向日市、いきいきフォーラム実行委員会





いきいきフォーラム 講演内容

日時：2021年11月20日（土） 午後1時30分～3時30分

講師：立命館大学法学部教授 二宮 周平 さん

家族ってなんだろう

～個人の尊重と男女平等を家族法から考える～

はじめに

結婚改姓する女性は、今でも95%を超えます。今でも夫のことを「主人」、妻のことを「家内」「嫁」と呼ぶことが多いです。今でも育児・看病・介護は家族が担うもの、女性が「母」「妻」「娘」「嫁」として担うものという意識が根強くあるように思います。しかし、共働き世帯が増え、離婚・再婚が日常化し、家族の形態は多様化しました。家族は役割を担うものからメンバーの幸せを実現する場が変わりつつあります。こうした変化を踏まえて、選択的夫婦別姓制と同性婚を例に、「家族とはなにか」を考えます。

1 第5次基本計画策定専門調査会が行った意見募集に寄せられた意見から

20代女性の声


「『この名前が、自分だ』と思える名前のままで生きていきたいという願いです。この感覚は主観的なものです。しかし、自分自身のアイデンティティを守りたいという切実な願いです。『これが自分の名前だ』と思える名前を、『旧姓としての併記』ではなく、自分の本当の名前として名乗りたいという願いがあります。」 → アイデンティティ


「現在、実際に結婚を考えていますが、姓が変わることが受け入れられず、悩んでいます。相手側も姓を変えたくない場合、どちらかが犠牲にならなくてはいけない現行制度には問題があると思います。」 → どちらかが犠牲になる制度

「私は現在27歳ですが、選択的夫婦別姓制度の導入まで結婚も出産もするつもりはありません。あと何年も待たされれば、子供を産めるリミットは過ぎてしまいます。女性の声を無視し人権を踏みつぶし続けた結果の少子化という現実を政府には理解いただきたいです。通称使用の拡大など論外です。」 → 結婚、出産への障壁

70代女性の声

「今、高齢者になり、新たな問題に気づきました。地域での活動はほとんどが地域行政となっており、身分証明書が求められます。すると、そこには、すべて、戸籍上の名前が書かれているので、私は夫の姓で呼ばれることとなります。年齢とともに増加する医者通いはもとより、新しく銀行口座を作る時、コーラスグループでも、スポーツクラブでも、すべて身分証を求められるので、今や私は仕事に築いた旧姓で呼ばれる自分をなくしそうな勢いです。」 → 旧姓使用の限界





2 なぜ自分の生来の氏を名乗りたいのだろうか

(1) NHK 日本語読み訴訟

在日韓国人本人の申し入れにもかかわらず、その氏名（崔昌華さん）を日本語読みしたこと
の違法性が問題になった事案

最高裁昭和 63〔1988〕・2・16 判決：「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特
定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重され
る基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべき
である」 → 人格の象徴としての氏

(2) 夫婦同氏制度の問題点

1959 年の民法学者の論文：「氏が変わるということは、社会的活動をしている者にとって
は不便と苦痛をもらすことが少なくないが、その負担は事実上女の側に負わされている。…
…現行法ではどちらかが氏を改めなければ婚姻できないことになっており、改氏が強制され
ている点に問題がある。この点は夫婦の同氏を強制せず夫婦の別姓を認めることによって解
決しうる。……夫婦別姓論に対しては、夫婦の一体性などを理由とする反対論もありうるが、
将来女の社会的活動が増大していくことを考えれば、夫婦の別姓を認めることが妥当である」
（加藤一郎「男女の同権」家族法大系 I（有斐閣、1959）323 頁）

(3) 広がる市民運動


1980 年代後半から 1990 年代にかけて、「選択的夫婦別姓を実現する会」、「結婚改姓を
考える会」など市民の間で夫婦別姓を求める活動が展開

その背景：1985 年の男女雇用機会均等法の成立（企業等による男子のみ募集を禁止）と国
連女性差別撤廃条約（氏を選択する「夫及び妻の同一の個人的権利」）の批准 → 女性が
男性と同様に正規の社員・職員として名刺を持って働く機会の増加

結婚改姓は職業上の信用・実績の中断、自己のアイデンティティの喪失につながる。

自分の生来の姓を名乗り続けることに、妻・母・嫁としての役割ではなく、女性個人として
の生き方の尊重や対等な夫婦関係の形成などの願いを込める人も。

当時の著作：井上治代『女の「姓」を返して』（創元社、1986）、星野澄子『夫婦別姓時代
～氏名とわたしの自然な関係』（青木書店、1987）、福島瑞穂・福沢恵子・榊原富士子『楽し
くやろう夫婦別姓～これからの結婚必携』（明石書店、1989）、東京弁護士会・女性の権利に
関する委員会編『これからの選択 夫婦別姓～〈個と姓の尊重〉女と男の自由な関係』（日本
評論社、1990）など。



(4) 民法改正案要綱

1996年2月、法制審議会答申「民法の一部を改正する法律案要綱」

選択的夫婦別氏制度を規定

婚姻の際に、

①夫婦同氏、夫婦別氏を自由に選択できる

②別氏を選択 → 婚姻の際に、子の氏を父または母の氏のどちらかに定めておく
兄弟姉妹はみな同じ氏になる

③すでに婚姻している夫婦 → 施行後1年以内に、共同の届出で別氏選択可能

規定した理由（1994年7月、法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正案要綱試案の説明」）

a「国民の価値観・人生観が多様化してきたことを背景として、国民のかかなりの層に夫婦別氏制の採用を求める声が存在している」、「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」（1992年12月）に対する意見においても、「その理由付けはさまざまであるが、別氏制を採用すべきであるとする意見が支配的だったことにかんがみれば、夫婦の氏についても、画一的に同氏とする制度ではなく、個人の人生観・価値観の違いを許容する制度に改めるべきであると考えられる」

b 法理論の面においても、「ますます個人の尊厳に対する自覚が高まりをみせている状況を考慮すれば、個人の氏に対する人格的利益を法制度上保護すべき時期が到来していると
いって差し支えなからう」

(5) 導入反対論

選択制であるにもかかわらず、「家族の崩壊を招く」、「家族の一体感が損なわれる」（「激論 家族と民法改正 一体感損なう夫婦別姓」毎日新聞1996年2月8日朝刊、「夫婦別姓で家族崩壊？ 検証・民法改正案先送り」東京新聞1996年6月27日朝刊など）

政府は、内閣の一員である法務大臣の諮問に対する答申であるにもかかわらず、内閣提出法案として国会に上程せず、答申を放置 → 現在に至る！

背景にある考え方：夫婦同氏、親子同氏による家族の一体性

夫婦同氏制を合憲とした最高裁大法廷2015年12月16日判決の多数意見：家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位だから、氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることにも合理性がある

夫婦の95.3%が夫の氏（姓）を夫婦の氏に → 夫の氏（男系の氏）による夫婦同氏

3 夫の氏による夫婦同氏の背景

(1) 夫婦同氏の沿革

江戸時代：農民・町民の苗字帯刀は領主の許可制


明治維新（1867年大政奉還、改元1868年） → 四民平等（士農工商の身分制を廃止）

1870年9月19日 太政官布告608号 平民苗字公称許可令（平民も苗字を名乗ってよい）

1875年2月13日 太政官布告22号 平民苗字必唱令（平民は必ず苗字を名乗ること）

+ 祖先以来の苗字がわからない者は新たに苗字をつけること

平民も苗字を名乗る → 女性は結婚した後、生家の苗字を名乗るのか、夫家の苗字を名乗るのか？ → 各県からの伺い相次ぐ



1876年3月17日 太政官指令 女性は結婚しても所生の氏（生家の苗字）を用いること、ただし、夫の家を相続した場合は、夫家の氏を名乗る事 ⇒ 夫婦別氏原則

他方

1871年4月4日 戸籍法（太政官布告170号）制定 → 戸主と家族で戸籍を編製

戸籍に掲載される人は同じ姓なのか、異なる姓でもよいのか？

1876年5月9日 内務省指令「同戸籍異姓ハ」相ならず

1877年2月12日 内務省指令 戸主と異姓である家族は「戸主タル者ノ姓ニ」復すべし
⇒ 戸籍では、戸主の姓への統一

明治民法親族・相続編（1898年6月15日公布、7月16日施行）

苗字、姓は「氏」に統一 → 家の呼称へ

732条1項 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス

788条1項 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル

746条 戸主及ヒ家族ハ家ノ氏ヲ称ス

妻は婚姻によって夫の家に入り、夫の家族に → 夫の家に属する → 夫の家の氏を称する＝夫の家の氏による夫婦同氏

夫婦同氏は、夫婦の一体性ではなく、明治民法で確立した家制度、家の一体性に基づく

(2) 家制度とは

家族の長である戸主が家族を統率し、戸主の地位と家の財産は、家督相続として、原則、長男子が承継する制度

家族は戸主の同意がなければ婚姻することができない（婚姻同意権）。

戸主は家族の居所を指定することもできる（居所指定権）。

指示に従わない場合は、離籍することができる。


(3) 妻は無能力者

人は誰でも成年年齢に達すると、自分一人で土地や家の売買、お金の貸し借り、雇用契約、訴訟などの法律行為をすることができるが、女性は結婚して妻になると、こうした法律行為をする能力が制限された → 「無能力者」と言われた → 夫の許可なくして重要な法律行為をすることができない。

明治民法草案の作成者：「天に二つの太陽なく、国に二人の王なきがように、一家に二人の主人がいては、一家の整理は成り立たぬ。……妻を夫の権力に従わせるために、無能力とした。」

妻は無能力 → 夫が夫婦の財産を管理し、父が子の親権者となる。妻に相続権なし。





(4) 女の道は良妻賢母

明治時代、国定教科書『尋常小学修身書』（1910）「男子の務めと女子の務め」の章

「男子は成長の後、家の主人となりて職業を務め、女子は妻となりて一家の世話をなすものにて、男子の務めと女子の務めとは、その間に異なる所あり。……女子が内に居て一家の世話をなし、家庭の和樂を図るは、やがて一国の良風美俗を造るゆえんなり。女子の母として子どもを育つことの良否は、やがてその子の人となりに影響し、しいては国家の盛衰にも関係するものなり。されば女子も男子と同じく己が務めの大切なることを思い、常にその本分を全うせんことに心がくべし。」

(5) 日本国憲法と民法改正

1947年5月3日、日本国憲法施行 → 個人の尊重（13条）、法の下での平等（14条）、個人の尊厳と両性の本質的平等（24条2項） → 家制度廃止、妻の無能力規定廃止 → 理屈からは、氏は家の呼称から個人の呼称にするはずだが？

1946年8月11日「民法改正法案第1次案」：「夫婦ハ共ニ夫ノ氏ヲ称ス、但シ当事者カ婚姻ト同時ニ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ妻ノ氏ヲ称ス」

GHQ（連合国軍総司令部）：夫の氏を称することを原則とし、妻の氏を称することを例外とする点を、男女平等の観点から厳しく批判 → 現行規定「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」に

起草者の述懐：「当事者の意思は夫の氏を称するのが通常だから、特に妻の氏を称するといわなければ夫の氏になるというだけで、どちらでも自由に選べるのだから、それが憲法の男女平等の精神に反するというようなことは夢にも思わなかったのですが」

1946年8月22日（臨時法制調査会総会）における我妻栄（東京大学法学部教授、改正案作成の事実上のリーダー）の発言：「夫婦は氏を同じうして、共に夫の氏を称するのだ、それから養子に行けば養家の氏を称するのだ、離婚に依って夫婦別れをすれば氏を異にするようになるのだ、又嫁入った人が夫に死別して実家に帰るということになれば、之は又元の氏に帰るのだという、我々の家族共同生活が或る場合に集り、或る場合に分れるというのを、氏を変更するという、そういう観念で現していこう、……氏というものを頭の中に考えまして、その氏を同じうするか、しないかということが現実の共同生活が一緒になる、ならぬという所を抑える一つの拠り所にしようという風に考えている訳であります」 → 夫婦同氏＋親子同氏＝同じ氏を名乗る者が家族として共同生活を営む

個人の呼称には純化されず、夫婦同氏、親子同氏、離婚や離縁による復氏が原則にかつ、家族単位の戸籍制度維持

GHQ（連合国軍総司令部）：なるべく「家」の名残りを払底して誤解を招かないようにしておくべきだ、戸籍を個人個人について作製してはどうか

司法省：個人個人にすると紙や手数がかかる、経済力が回復すれば1人戸籍にしたいのだが、現在ではむずかしい。民法改正によって「家」はなくなり、今度は婚姻を重視しているから、婚姻を主にし、婚姻をすれば戸籍を別にし、子ができれば、その戸籍内に記載する私たち、すなわち、夫婦と子を1つのグループにしたままで「家」の温存などは考えていない



政府の思考：国民の中には家制度の廃止を家族の解体と受け止め、強い衝撃を受けている人々も → 戸籍まで個人単位にしてしまうと、混乱に陥るおそれがある → 急激な改革を回避

1組の夫婦と氏を同じくする子を単位として編製する原則を採用 → 夫婦の氏となった方を戸籍筆頭者とし、順次、夫・妻・子が記載される ⇒ 家族モデルに

(6) 高度経済成長期の家族モデル

1960年代以降、「男は仕事、女は家庭」の性別役割分業型家族が浸透

1980年代、大手の宅配便会社が従業員の家庭に届けた『主婦の健康管理術』

「拝啓 主婦様 あなたの能力が夫、家庭を支えます。夫には一生懸命働いてもらわなくては困ります。だから夫が元気であるために、あなたがしっかり健康管理に気をつけましょう。一家の主婦は家計のやりくりから、家族ひとりひとりの面倒をみ、炊事、洗濯、掃除など、家庭を維持していくための活動、いいかえるならば家事のすべてを担当しています。夫がすこやかに職場で全力投球し、子どもを丈夫に育て、お年寄りの世話をし……」（桜井陽子・桜井厚『幻想する家族』（弘文堂、1987）より）

↓

家庭の中で女性が家事・育児・介護を担う → 政府は社会福祉予算を節減、経済効率を優先 → 家族を「含み資産」と位置づける日本型福祉社会

雇用の場 → 長時間労働、休日出勤、転勤 → 対応できるのは、独身か専業主婦のいる男性 → 基幹労働は男性、補助労働は女性（結婚、出産までの短期＋子育て後の非正規雇用〔パート、アルバイト〕） → 「企業戦士と銃後の妻」と評された

家庭に入る妻は、氏も名も不要に（〇〇さんの奥さん、〇〇ちゃんのお母さん）

95.3%の背景 → 家的意識の残存、性別役割分業の社会構造

最高裁大法廷 2021年6月23日決定で夫婦同氏制を違憲と判断した三浦守裁判官の意見：家制度は廃止されたが、夫婦及び子が同一の氏を称する原則が定められたことから、氏は一定の親族関係を示す呼称として、男系の氏の維持、継続という意識を払拭するには至らず、固定的な性別役割分担と、これを是とする意識が広まり、男性の氏の維持に関する根強い意識等とあいまって、夫婦の氏の選択に関する上記傾向（96%が夫の氏）を支える要因となっている。


4 変わる現実、なお続く現実

(1) 家族の多様化

a 家族形態（国勢調査〔5年に1度〕による）

夫婦と子から成る世帯	1970年 46.1%	→	2015年 26.9%
3世代世帯を含むその他世帯	25.8%		9.4%
単独世帯	10.8%		34.6%
夫婦のみ世帯	11.0%		20.1%
ひとり親と子	6.4%		8.9%

⇒ 夫婦と子から成る世帯の著しい減少と単独世帯の著しい増加



b 婚姻と離婚

婚姻数 1970年 1,029,405組 → 2020年 525,490組

離婚数 95,937組 193,251組

離婚率（人口千人当たりの離婚数） 0.93 1.69（2019）

離婚件数・離婚率のピークは、2001年から2003年にかけて28万件、2.30前後
20万人を超える未成年子が親の離婚を経験

届出数で単純比較すると、2.7件に1件は離婚。夫婦の双方または一方が再婚である割合
は26%、婚姻の約4分の1は再婚

⇒ 離婚・再婚の日常化

c 婚姻と出産

平均初婚年齢 1970年 男性 26.9歳 → 2019年 31.2歳 4.3歳上昇

女性 24.2歳 29.6歳 5.4歳

第1子を産む女性の平均年齢 1970年 25.8歳 → 2019年 30.2歳 4.4歳上昇

50歳時の未婚割合（一度も婚姻していない人）

1970年 男性 1.70% → 2015年 23.37% 約4人に1人

女性 3.33% 14.06% 約7人に1人

⇒ 晩婚化、晩産化、生涯未婚化が顕著に

d 出生

出生数 1970年 1,934,239人 → 2020年 840,832人 1970年の43.5%

合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む見込みの子ども数を示す数値）

1970年 2.13 → 2020年 1.34

65歳以上人口 1970年 733万人 → 2019年 3588万人 4.9倍

高齢化率（65歳以上の総人口に占める割合）

1970年 7.1% → 2019年 28.4% 4倍

⇒ 少子高齢化と若年人口の著しい減少

(2) 女性・妻の就業率の向上と限界

a 女性の年齢階級別労働力率の推移

25～29歳の労働力率 48.2（1979年）→69.7（1999年）→85.1（2019年）

30～34歳の労働力率 47.5 →56.7 →77.5

⇒ 結婚、出産により家庭専従になる比率が低下

b 共働き世帯数の推移

男性雇用者と無業の妻からなる世帯 1980年 1114万世帯 → 2019年 582万世帯

雇用者の共働き世帯 614万世帯 → 1245万世帯


⇒ 占める比率が逆転 → 共働きが主流に

c 妻の就業時間別共働き世帯数の推移

妻がフルタイム（週35時間以上） 1985年 462万世帯 → 2019年 495万世帯

妻がパート（週35時間未満） 229万世帯 → 682万世帯

⇒ 労働力率の向上や共働き世帯の主流化の内実は、パート労働層の増加
夫への経済的依存と性別役割分業は構造的になお維持



d 子の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

第1子出産前有職者の内、有職 24.1% (1985~1989) → 38.3% (2010~2014)
(育休 5.7%) (育休 28.3%)
退職 37.3% → 33.9%
妊娠前から無職 35.5% → 23.6%

⇒ 出産及び直後の子育てを主として女性が担う構造も維持

(3) 必要な法制度、政策

仕事と家庭の両立支援 → 安心して出産、子育てできる社会的環境の整備が不可欠
→ 男性の意識改革(自然な家事分担と子育て)と保障制度

家族の一体性という考え方では解決できない → 家族の多様性を認め、それぞれのニーズに合わせた支援を → 多様性の象徴としての選択的夫婦別姓

2020年10月22日~26日、早稲田大学法学部・棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションによる47都道府県「選択的夫婦別姓」意識調査(20~30代82.6%)、2020年11月20日~12月6日、「学校総選挙プロジェクト」の「第2回学校総選挙」(14~29歳92.6%)、2021年3月29日公表の日経新聞調査(18~39歳84%)などでは、若い世代、とりわけ女性の選択制賛成は、80%をはるかに超える → 自分のライフスタイルに合わせた氏の選択へ → 家族の一体性から選択する家族へ

5 同性婚を考える~婚姻の目的とは

(1) 家族の多様な機能

家族の中 → 夫婦間の性愛の充足、生殖、子どもの世話・教育、自立できない者や病者の生活保障とケア、やすらぎと情緒安定など

社会に対して → 性関係のコントロール、人口の維持、労働力の再生産、文化の伝承と保持、社会の安定化など

どちらも必要不可欠のもの → 家族がこれらの機能を発揮しなければ、社会は成り立たない → 国家は、家族を形成する基礎となる婚姻を法律上の制度とし、婚姻適齢、重婚や近親婚の禁止などを定め、国家に登録させる(日本では婚姻届をして戸籍に登録) + 一定の権利や義務を発生させ、一方的な離婚を否定して、「婚姻=家族」の安定化を図ろうとする

家制度の時代、高度経済成長の時代 → 生殖・保育を強く期待 → 婚姻の目的に(機能が目的に転化する)

(2) 婚姻の目的の変化

生殖・保育の確保?


結婚して子を生き育てる → 社会的に期待、奨励する自治体も(婚活支援)

高齢や身体的な事情で生殖能力のないカップルは婚姻できない?

避妊や人工妊娠中絶をしてはいけない?

性関係をもたないカップル(セックスレス)は婚姻できない?

民法の条文に以上の制限は何も規定されていない、子どもをもつことは婚姻の必要条件ではない → 婚姻と生殖の一体性は失われている → 婚姻は主としてカップルの個人的利益の保護を目的とするものに=幸福追求の1つの選択肢



(参考) 個人から見た婚姻の目的

・NHK「日本人の意識調査」(2018年):「結婚したら、子どもをもつのが当たり前だ」54%(1993年)→33%。「結婚しても、必ずしも子どもをもたなくてよい」40%→60%

・国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年):「結婚・家族に関する未婚者、既婚者の意識調査」から女性の数値を見ると、「結婚したら、子どもは持つべきだ」に賛成67.4%(未婚女性)、66.6%(既婚女性)。賛成数値の高い項目の順序では、13項目中7番目(未婚女性)、6番目(既婚女性)。対して、1番目「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」に賛成88.4%(未婚女性)、85.0%(既婚女性)

・内閣府「結婚・家族形成に関する調査報告書」(2010年):「結婚した理由」の順位 → 既婚者では、a「好きな人と一緒にいたかった」61.0%、b「家族を持ちたかった」44.2%、c「適齢期だと思った」35.8%、d「子どもが欲しかった」32.5%、未婚で将来結婚したいと回答した人では、「好きな人と一緒にいたい」61.0%(2014年68.9%)、「家族を持ちたい」59.2%(70.0%)、「子どもが欲しい」57.1%(70.0%)

結婚の良い点・メリットとして「精神的な安定が得られる」、「好きな人と一緒にいられる」が、家庭の意味として「家族の団らんのある場」、「休息・やすらぎのある場」、「家族の絆を強める場」が数多く選択されている → パートナーとの親密な関係性、人格的結びつき、共同生活の安定性の重視


結婚のメリットや利点、結婚する理由に関する意識調査では、数多くの選択肢が用意されており、それぞれを選択する回答がある → 個人によってメリット、目的、理由は多様であり、単に回答の多い少ないの違いがあるだけ → 回答数が多いことをもって、一義的にこれが婚姻の目的であると結びつけることはできない → 目的の多様性

(3) 婚姻をする権利と平等原則

婚姻をすることのメリット

- ・当事者に与える法的・経済的利益
- ・心理的・社会的利益(夫婦としての人間関係の安定、情緒的満足、社会生活上の地位)

個人がこれらの利益を求めて婚姻しようと考えたときに、異性カップルであれば、生殖や性関係の可能性がなくても、さらに臨終間際で共同生活の可能性すらなくても婚姻を認めながら、同性カップルに対して、自然の生殖を除けば夫婦の実質を伴っていても婚姻を拒否することに合理的な根拠はないのでは。



(参考) 台湾の憲法裁判所の解釈 (台湾司法院大法官第 748 号解釈、2017 年 5 月 24 日)

「婚姻適齢にある配偶者のない者は、本来結婚の自由を有しており、それは『結婚するかどうか』と『誰と結婚するか』の自由が含まれる (中略)。この自己決定は人格の健全な発展及び人間の尊厳の護持に関わり、重要な基本権であり、憲法 22 条 (婚姻の自由) の保障を受けるべきである」。憲法 7 条に挙げられている差別禁止事由は例示に過ぎない。「現行婚姻章が一男一女の永続的結合関係だけを規定し、性別を同じくする両名に同様の永続的結合関係を成立させていないのは、性的指向を分類の基準として、同性に性的指向が向く者の婚姻の自由を相対的に不利にする差別的取扱いである」。「性別を同じくする両名の間では、自然には子どもをもうけることができないが、これは性別を異にする両名が客観的に子どもを産めないか、主観的に子どもを産まないことと結果は同じである。ゆえに後代を延続させることができないことをもって、性別を同じくする両名に結婚させないのは、明らかに非合理的な差別的取扱いである。」

婚姻の自由を人格の健全な発展、人間の尊厳に関わる重要な基本権と捉える
どのような目的で婚姻するかは各自の自由

(4) 同性婚を定めなかった理由

憲法 24 条 1 項「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」 → 両性、夫婦
→ 異性カップルが前提

a 明治民法の家制度 → 婚姻には戸主の同意が必要、男 30 歳、女 25 歳まで父母の同意も必要 → 婚姻が当事者の自由な意思ではなく、親や戸主の意向のままに決められることが慣例となっていた → これをなくすために規定された → だから「のみ」と強調

b 米国精神神経医学会 → 当時は、同性愛を精神障害 (精神疾患) の 1 つとしていた (1987 年に削除) → 同性カップルの共同生活は想定外


↓

憲法 24 条は異性カップルのみ婚姻を保障する規定ではない、同性婚を禁止していない → 民法で同性婚を認めることは、憲法には違反しない

婚姻の自由 = 婚姻締結の自由 + 相手方選択の自由

↓

同性婚を認める積極的根拠：人が自己の性的指向に基づいて、パートナーと親密な関係を形成し共同生活を営むことを、個人の尊厳として保障すべきだとすれば、そして婚姻の役割が人格的な結びつきの安定化にあるとすれば、同性カップルを異性カップルと区別する必要はない。



(参考) 同性婚を認めた国・地域

オランダ (2001)、ベルギー (2003)、スペイン、カナダ (2005)、南アフリカ (2006)、ノルウェー、スウェーデン (2009)、ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン (2010)、メキシコ (一部の州 2011)、デンマーク (2012)、ブラジル (判例)、フランス、ウルグアイ、ニュージーランド (2013)、英国 (イングランド、ウェールズ、スコットランド 2014、北アイルランド 2020)、ルクセンブルク、米国 (判例)、アイルランド (2015)、コロンビア (2016)、フィンランド、マルタ、ドイツ、オーストラリア (2017)、オーストリア、台湾、エクアドル (2019)、コスタリカ (2020)、スイス (2022 予定)

フランス：民法の婚姻の章「異性または同性の二人は婚姻をすることができる」(143 条)

(5) 世論の動向

・電通調査 (朝日新聞 2019 年 1 月 12 日)

2018 年 10 月下旬、インターネット調査 (全国の 20~59 歳の 6 万人)

このうち、8.9%が性的マイノリティ (2015 年調査より 1.3 ポイント上昇)

6 万人から抽出した 6229 人に「同性婚の合法化」を質問

賛成、どちらかという賛成 78.4%

LGBT ではない人 5640 人 女性 87.9%、男性 69.2%

20 代 87.3%、30 代 81.2%、40 代 77.5%、50 代 72.5%

・2021 年 3 月 20、21 日、朝日新聞の電話世論調査 (朝日新聞 2021 年 3 月 22 日)

同性婚を認めるべきだ 65%、認めるべきでない 22%。18~29 歳 86%、30 代 80%、70 歳以上 37% (認めるべきでない 41%)

⇒ 若い世代、女性で賛成が多い (選択的夫婦別姓と同様の傾向)

(6) 同性婚を認めることの意義


家族の中の性別役割分業の解消 → 合意による分担へ

家族の多様性の象徴 → 各人のニーズに応じた家族の形成へ

異性カップルと対等 → 性のあり方 (性的指向、性自認) の多様性を認める社会へ

家族とは何か → 育児・看病・介護などを担い、分かち合う信頼と協力関係にある親密な人の継続的な集まりであり、安心と安全を確保する場ではないだろうか





【質疑応答等】

Q：妻が無能力といった地位に置かれていた時代において「平塚らいてう」は素晴らしい功績であったと思いますが、それについて伺いさせていただきます。

A：妻を夫に従わせるために女性が無能力とするような時代であったが故に、女性も男性と同じように自分の生き方ができる存在であってほしい、そういう願いが込められているのが平塚らいてうの「元始女性は太陽であった」という言葉であると思います。

当時は、女性に参政権が無く、政治を変えることに関わることもできませんでした。そこで、平塚らいてうは婚姻をすると女性は無能力者になって夫と対等な立場に立てなくなってしまうため、婚姻しない選択を取り、個人的な抵抗を行っておられました。

Q：性別にかかわらず同一価値労働同一賃金が実現されるにはどうするとよいのでしょうか？

A：1947年に労働基準法を改正する際、まさに議論がありました。ただ、男同士であっても会社によって賃金が違う状況であり、男同士でも同一価値労働同一賃金になっていない状況であるのに男女の間だけそのようなことを決めるのはいかななものか、という結論がありました。

それが現状では、男性の賃金を100とした場合、女性の賃金は74.3と昨年のデータではなっています。また、現状で働いている女性の56.3%は非正規であるため、同一価値労働以前の問題です。同一価値労働同一賃金と正規での雇用契約、という2つが両輪にならないといけないと思います。

そのためには、そういった内容を公約として掲げている政党を、国政選挙や地方自治体の議員や首長選挙などにおいて選ぶ必要がありますし、運動を続けることで、やがて実現に繋がるのではないかと思います。

Q：母子家庭や一人親家庭が多いため、様々な制度の優遇や、税制の補助を行うべきではないでしょうか？

A：かつて非婚母子世帯は税法上の寡婦控除を受ける権利がありませんでしたが、税制改正があった結果、非婚母子家庭であっても寡婦控除が認められるようになりました。


それがなぜ実現したかという、当事者の人たちが継続して運動を続け、政党を通じて実現した。そのように理解ある方に働きかけることが有効な手段ではないかと考えます。


Q：選択的夫婦別姓が実現すれば「入籍」といった言葉は無くなるのでしょうか？

また、婚姻届はどのように変わるのでしょうか。

A：選択的夫婦別姓が実現しても戸籍制度自体は無くなりません。なぜかという、私たちの身分関係、誰と夫婦であり誰と親子であるのかということを証明するためには、現在の日本では戸籍で証明する必要があるからです。選択的夫婦別姓については、戸籍はそのまま残しますがあくまでも氏が付け加えられるだけ、といった考えです。今後は「入籍」ということも無くなっていくのではないかと考えています。

また、選択的夫婦別姓が可能になるということは、結婚しても夫は夫で、妻は妻の姓を名乗るため、婚姻届を提出する際は子どもの氏をどうするのか記載して提出することになると考えます。





意見：お話いただいた内容非常に素晴らしい内容でした。昔からの婚姻制度のことも非常に勉強になりました。明治、大正、昭和で変遷してきたということもよく分かりました。本当にありがとうございました。



令和3年度「いきいきフォーラム」アンケート

今後、本市の男女共同参画事業の参考にするため、アンケートにご協力をお願いします。

(※ 該当するものに○印または記入してください。複数回答可。)

差し支えなければお答えください。

- 性別 ()
- 年齢 (歳代)
- 住所 物集女・寺戸・森本・鶏冠井・向日・上植野・市外()

1 今回の「いきいきフォーラム」をどのように知りましたか？

- ①広報むこう ②公共施設でのチラシ ③知人から ④LINE
- ⑤その他 ()

2 この催しに参加された動機は何ですか？

- ①講師または講演に興味があって ②男女共同参画事業について関心があって
- ③余暇の利用 ④その他 ()

3 講演「家族ってなんだろう」

～個人の尊重と男女平等を家族法から考える～

講師 二宮 周平さん についてお聞かせください。

(1) 内容はいかがでしたか？

- ①よかった ②まあまあよかった ③どちらともいえない ④よくなかった

(2) 新しい発見はありましたか？

- ①あった ②まあまああった ③どちらともいえない ④あまりなかった

感想(講演のテーマや内容、講師等について)

()

4 今回の「いきいきフォーラム（人権パネル展、パープルリボン展を含む）」はいかがでしたか？

ご意見・ご感想がございましたらお聞かせください。

- ①よかった ②まあまあよかった ③どちらともいえない ④よくなかった

感想

()

5 今後、「いきいきフォーラム」についてどのような催しを期待しますか？
(具体的もしくは抽象的な内容・人名などでも結構です。)

①講演会 ()

②映画 ()

③その他 ()

6 これまでの5年間で、男女共同参画や人権に関する講演会・研修会に参加されたことがありますか？

- ①今日がはじめて ②1～2回 ③3～4回 ④5回以上

7 イベントに参加して、男女共同参画や人権についての関心や理解は深まりましたか？

- ①深まった ②どちらかといえば深まった ③変わらない ④わからない

8 今後もこのようなイベントに参加したいと思えますか？

- ①はい ②いいえ ③わからない

9 向日市は個人や男女の人権が尊重された豊かな社会になっていると思えますか？

①そう思う ②どちらかと言えばそう思う

③どちらかと言えばそう思わない ④そう思わない ⑤わからない

10 その他、お気づきの点がございましたら記入してください。

()

ご協力ありがとうございました。

【講演の感想】

参加者のアンケートからも、学びや気づきが多く、それぞれにより良い未来のためにできることを考える機会となったことが伺えました。記入された感想をご紹介します。
(講演会に関する意見、感想欄への記載内容を原文のまま掲載しています。)

性別	年代	感想
女性	20代	ありがとうございました。
女性	30代	知らないことや何気なく過ごしていたが、これからの時代に向けて自分たちが考え方を鍛えて発信・行動していく大切さに気付きました。チラシ等、内容がもう一段わかれば周囲にも呼びかけたい講演でした。
女性	50代	法律的な観点からの”家族”のあり方について学ばせていただき、よくわかりました。
男性	50代	最近注目をされている選択的夫婦別姓制度に関連するテーマで大変参考になった。
女性	60代	先生のお話の仕方がおだやかでわかりやすくよかったです。ありがとうございました。
女性	60代	家事・育児・介護等、対当に分かち合うのは当然だと思いますが、実際むずかしいです(私の年代の時代では)。現在はだんだんとそれに近づいていると思うので、子供達の時代は当然に出来るように指導していきたいと思いました。
女性	60代	データによって、現実が変わっていることがなるほど実感できた。まだまだ理想とする社会にはなっていないが、意識が変わっていることがわかり少し気持ちが明るくなりました。働きかけること、言い続けること、要望し続ける事、自分も変わることが大事です。
女性	60代	固定観念から同性婚を受け入れにくかったが、二宮先生のお話を拝聴して「同性婚」を認めることは当事者には生きていく上で充実したものになるし、誰の権利を侵害しないということを確認しました。ありがとうございました。ただ、夫婦の結晶の子供を持たないのは少しさびしい。
女性	60代	熱い講演ありがとうございました。講演の途中で少し”背伸び”もひと休みも必要。先生もひと休みして頂くとリフレッシュできたと思います。今日は久しぶりにお勉強できました。これを「さあ！どう生かしましょうか〜」晩ご飯が気になる、何しようか？
女性	60代	家族とは何か。分かち合う信頼と協力関係にある親密な人の継続的な集まりである。安心と安全を確保する場である… 本当にそうなんだなと思いました。
女性	60代	自分自身今までこういう事は考えてこなかった。でも、時代が変わり一人一人の考え方が変わってきたと思います。
女性	60代	あまりに素晴らしいフェアメンの二宮先生に感激しました。レジメ大切に致します。
女性	60代	以前に1度講演を聞いたので今回も是非と思い参加させて頂きました。わかりやすく、しっかり理解できました 夫婦別姓・同性婚が近い将来早く日本で認められることを願っています。

性別	年代	感想
男性	60代	家族のあり方、男女平等は頭では理解出来ますが、それが自分の身の回りに起こった際には疑問が残ります。 ていねいな講演でよく理解出来ました。
男性	60代	有意義な話を聞かせて頂き、ありがとうございます。
女性	70代	家族について、知識が深まりました。ありがとうございます。
女性	70代	戸籍の歴史を知ることが出来た。家の一体性に基づいていたこと。ファミリーに格をつける(形)。必要。婚姻をする人権のさまざまについて、自由の中の不自由もあり「継続的な集まり」に落ち着きました。
女性	70代	ジェンダー平等が叫ばれるようになって、性を見つめるよい機会だったと思います。若い時より男女どうよう 私は「人」ですとしか言えなかった。人らしい利己でない自分を主張したものでした。でもその時、結婚で氏をかえるのは嫌だったけど仕方なく受け入れ、自分の苗字より格好いい苗字となだめていたものでした。大変おもしろく聴かせていただきました。
女性	70代	結婚を「家に入る」ととらえるのではなく、人は個人として尊重されるととらえることを大切にすることが良いと再認識しました。 私の息子は、事実婚を選び、子どもも生んでいません。息子がけがをして手術・入院する時に、パートナーではなく、私が手術承諾書を書くことになりましたが、そのこと以外には不都合は生じていません。息子とパートナーは、もう20年余り仲良く暮らしています。結婚にはさまざまな形があっても良いと思いました。
女性	70代	日本人の家族感が変わっていったのがわかりました。幅広くお互いを認め合う方向になっていっているのがうれしく思えました。 選択的夫婦別姓が法制化できるように声を上げないと世界に一つだけの古い制度はかわらないと思います。
女性	70代	夫婦別姓制度や戸籍法など、歴史的に日本の氏名の動きをよく調査され、非常に頭が整理できました。多様性を認める社会を多くの方が認識できるようにしなければならぬと思いますが、この認識を広げる取り組みがもっと必要だと思いました。 前から二宮先生の名前は知っていたので、お話を聞けてとてもよかったです。
女性	70代	割に既知の内容が多かったが、多様性の意味、今後の家族の方向などはわかった。
女性	70代	現実に、女性のパート労働の多さ(←能力発揮の場の限定だけではなく、基本的家事労働を担うことが当然とされている)を数字で改めて認識しました。 実際に私が働く職場では、明らかに女性の能力の方が高いことが多いです。
女性	70代	同性婚の方が孤児院などで生活している子どもを養子として受け入れることについて先生のお考えを!!
女性	70代	妻は無能力者と言われて、夫の許可なく重要な法律行為をすることができなくて、夫が財産管理・子の親権者となり、妻は相続権もない時代があったと…。女性の人権が守られてなかった。今でも多少、女性の人権がおざなりにされてると思う。男女平等と言われているが、なかなかそうとは、まだまだそうとは思わない。
女性	70代	今、社会的に重要なテーマとなっている中で、少しでも理解する事が出来、これから社会全体で考えていくことが大切と思う。

性別	年代	感想
女性	70代	20年前にも講演に参加しましたが、今回ユーモアもまじえてお話しされたので聞きやすかった。
女性	70代	夫婦の姓の変遷について系統的・歴史的に話され、よく理解することが出来ました。現状では家族集団の崩壊がいわれ独居老人が多い現状＝家族なしの今後のあり方についてもうかがいたかった。
女性	70代	年齢のせい、マイノリティーの方々が結婚と言う形を取らなくても、同居人で良いのではないかとも思います。親族に結婚したくない男性5人も居ます。「女性は必要ない！」と言いますね。この先、益々少子化がすすむのではと危惧しますね。
女性	70代	先生の言葉がはっきり話されて、理解できました。
女性	70代	昔の言方もあり現代により言いことも有り。
女性	70代	なかなか夫婦別姓が認められず、なぜこうも進まないのか暗中模索していましたが、今日のお話で歴史や社会状況、背景まで知ることができて、頭の中の霧が一気に晴れた思いです。 難しくなりがちな問題をわかりやすく明解にお話しして下さい、理解を深めることができました。ほんとうにありがとうございました。
女性	70代	勉強してありがとう。よかった。
女性	80代	家族とは?終わりに説明していただいているが、もっと家族形成の工夫等の具体的論も有ったら良いか?と思ってます。
女性	80代	同性婚についての問題が、これまでの市民生活では、明らかにされてこなかった。同性シップ制度化の導入や別姓選択制への分野などの人材問題の啓発も大切なことで、この研修を大変意義深く感じた。 男性の参加が少ないのが残念に思う。
女性	90代	毎年有益な講演をきかせていただきありがとうございます。婚姻の歴史などから現在の問題点を理解できました。
—	60代	とても分かり易いお話でした。性別にとらわれず、1人1人を尊重する対応をまずは身近なところから心にとめて行動しようと改めて思いました。選挙に行かないと!!二宮さん、ありがとうございました。
—	70代	クォータ制がなぜ議論にのぼらないのか…。

いきいきフォーラム 当日アンケート集計結果

いきいきフォーラム参加者に対し、アンケートを行いました。
ご協力、ありがとうございました。

性別と年齢

	女性	男性	無回答	総計
20歳代	1	0	0	1
30歳代	1	0	0	1
40歳代	0	0	0	0
50歳代	1	1	1	3
60歳代	13	4	2	19
70歳代	23	2	1	26
80歳代	6	0	0	6
90歳代	1	0	0	1
無回答	0	0	1	1
総計	46	7	5	58

お住まい

	女性	男性	無回答	総計
物集女	3		3	6
寺戸	20	4	1	25
森本	0	0	0	0
鶏冠井	0	0	0	0
向日	3	0	0	3
上植野	12	0	0	12
市外	8	3	0	11
無回答	0	0	1	1
総計	46	7	5	58

1 今回の「いきいきフォーラム」を
どのように知りましたか？
(複数回答可)

	女性	男性	無回答	総計
広報むこう	17	4	2	23
チラシ	6	2	2	10
知人から	18	2	0	20
LINE	4	1	1	6
その他	3	0	0	3
無回答	1	0	0	1
総計	49	9	5	63

2 この催しに参加された動機は
何ですか？ (複数回答可)

	女性	男性	無回答	総計
講師講演への興味	28	5	5	38
男女共同参画への関心	13	2	2	17
余暇の利用	3	0	0	3
その他	2	1	0	3
無回答	0	0	0	0
総計	46	8	7	61

3 講演会について

(1) 内容はいかがでしたか？

	女性	男性	無回答	総計
よかった	27	3	4	12
まあまあよかった	13	4	0	3
どちらともいえない	1	0	1	0
よくなかった	0	0	0	0
無回答	5	0	0	5
総計	46	7	5	58

(2) 新しい発見はありましたか？

	女性	男性	無回答	総計
あった	22	4	2	10
まあまああった	17	3	2	1
どちらともいえない	1	0	1	2
あまりなかった	0	0	0	0
無回答	6	0	0	2
総計	46	7	5	58

**4 今回の「いきいきフォーラム
(人権パネル展を含む)」はいかが
でしたか？**

	女性	男性	無回答	総計
よかった	18	3	3	24
まあまあよかった	13	1	0	14
どちらともいえない	0	1	1	2
よくなかった	0	0	0	0
無回答	16	2	0	18
総計	47	7	4	58

**5 今後、「いきいきフォーラム」
についてどのような催しを期待しま
すか？(複数回答可)**

	女性	男性	無回答	総計
講演会	19	0	0	19
映画	15	0	1	16
その他	0	0	0	0
無回答	24	6	3	33
総計	58	6	4	68

**7 イベントに参加して、男女共同参画
や人権についての関心や理解は深
まりましたか？**

	女性	男性	無回答	総計
深まった	17	4	2	21
どちらかといえば深まった	21	2	1	23
変わらない	3	0	0	3
わからない	0	0	1	0
無回答	6	1	0	7
総計	47	7	4	58

**9 向日市は個人や男女の人権が
尊重された豊かな社会になってい
ると思いますか？**

	女性	男性	無回答	総計
そう思う	4	0	0	4
どちらかと言えばそう思う	12	4	0	16
どちらかと言えばそう思わない	12	2	3	17
そう思わない	3	0	0	3
わからない	10	1	1	12
無回答	6	0	0	6
総計	47	7	4	58

感想(自由記載、抜粋)

- ・とても興味深かったです。
- ・私にできることがあればなにかやりたいと感じまし
た。
- ・思いをこめて作られているのを感じました。(あすも
あでも見せていただき)手先が不器用で作成できま
せんが、人がそれぞれ尊重されることを望みます。

**6 これまでの5年間で、男女共同参
画や人権に関する講演会・研修会
に参加されたことがありますか？**

	女性	男性	無回答	総計
はじめて	15	4	1	20
1~2回	11	1	1	13
3~4回	9	2	2	13
5回以上	7	0	0	7
無回答	5	0	0	5
総計	47	7	4	58

**8 今後もこのようなイベントに参加し
たいと思いますか？**

	女性	男性	無回答	総計
はい	36	6	3	45
いいえ	0	0	0	0
わからない	4	1	0	5
無回答	7	0	1	8
総計	47	7	4	58

**10 その他感想など
(自由記載、抜粋)**

- ・めまぐるしく変わる社会の先端の研究結果が学べ
るような機会をたくさん設けて下さい。
- ・回を重ねて出席する事でもっと気づける事が有る
と思います。今日はありがとうございました。チャン
スがあれば又出席させて下さい。
- ・大変いいお話、今後の参考にさせていただきます。



パールリボン展



あなたは一人じゃない



美しく咲け！



心をつなぐす玉



パールリボントートバッグ
～さしのべられる手～



川柳



パールリボンの想い(7.5角)



パールリボンの想い(15角)



藤



フラワーリースに想いをこめて



Bottle of tears



チューリップの花



DVをなくそう



展示の様子

7回目となる今回のパープルリボン展に、多くの応募をいただき、ありがとうございました。

向日市女性活躍センターあすもあや講演会開催時に展示し、多くの方が関心を寄せ、鑑賞されました。



～暴力がなくなっしてほしいという想いを込めて～

パープルリボン展

作品集
募集

パープルリボンは、「女性に対する暴力をなくす運動」の国際的なシンボルマークです。
このパープルリボンをモチーフにした、女性に対する暴力がなくなっほしいという想いが
込められた作品を募集し、「パープルリボン展」を開催します。

募集内容

パープルリボンをテーマにしたオリジナル作品～絵画、手芸、造形など～

●1人で持ち運びができるサイズ・重さのもの ●映像・食品不可

◆募集期間 10月18日(月)～11月2日(火)

9時～17時 ※木曜日は除く。

◆展示日・場所

11月7日(日)～17日(水) 9時～17時 ※木曜日は除く。

女性活躍センター お試しオフィス

11月20日(土) 13時～15時30分 (同時開催：いきいきフォーラム)

イオンモール京都桂川3階 イオンホール

◆応募方法

作品と応募用紙を直接、女性活躍センターへ持参してください。

応募用紙は、市のホームページでもダウンロードできます。

<応募用紙は裏面です>



作品には、
「暴力を許さない」
「あなたはひとりじゃないよ」
といった様々な想いが
込められています。



申込み・問い合わせ先

向日市女性活躍センターあすもあ 電話 075-963-6532/FAX 075-963-6517

～実行委員の思い～1年間を振り返って～



この1年間、実行委員の活動として、フォーラムなどのイベントの企画・運営をすることで確かな手応えを実感しました。

令和3年度の「いきいきフォーラム」は講師に立命館大学法学部教授二宮周平さんをお迎えし「家族って何だろう～個人の尊重と男女平等を家族法から考える～」をテーマに講演をしていただきました。内容は、今、最も関心のある家族法について、分かり易く解説されたレジュメを資料として統計的に、はなしをされました。今回は講演を拝聴した後、質疑応答の時間を設けました。この時間を設けたことについては、次回からも是非、そして全員が参加しているという意識を大切にして欲しいとのお声が寄せられています。

一方、「現状維持は後退の始まり」という言葉があります。また、憲政の神様・議会議政治の父と尊敬された尾崎行雄氏の言葉に「人生の本舞台は常に将来にあり」があります。私達は常に心して「女と男（ひと）」の活躍の場を拓げる好循環を追求して行きたいと考えております。現実には厳しいものがありますが粘り強い活動が望まれます。

(女性)





男女平等や人権尊重の言葉が多く見られるようになっている社会で、「自分は差別や偏見を持っていないか？」と自問自答の日々を送っていたのですが、いきいきフォーラムに参加して「多くの方々の話を聞いて少しでも学べる？」と思い参加いたしました。

今年度は「家族ってなんだろう～個人の尊重と男女平等を家族法から考える」をテーマに二宮周平教授に講演をしていただきました。

戸籍法や明治民法から日本の家制度家督制度の成り立ち、憲法と民法改正からの家族モデル、これからの多様性社会の中での婚姻の目的や権利と平等原則など、今まで知らなかった事を学びました。

講演だけでなく、実行委員会でも、今まで知らなかった事や見えなかった事を多く学べる機会だと感じました、参加して本当に良かったと思います。

(男性)





コロナパンデミックの終息の見えない日々が続き、救急搬送もすぐに受け入れ先が見つからないなど、医療の崩壊もあり、適切な医療を受けられずに亡くなった方の家族でつくる遺族会もできています。経済的困窮も深刻で働く女性の自殺の増加が顕著とされています。また、教育への影響は子どもたちの将来に及ぶものです。With コロナの時代のように言われることがありますが、ウイルス一般は（コロナウイルスも含め）私たちのまわりに多く存在します（私たちのからだの中にもたくさんいます）。その意味では、With ウイルス、with コロナですが、Covid19 は別で、共存するには、あまりにも犠牲が多すぎます。かつて、人類は天然痘を撲滅しました。全世界が力を合わせて天然痘ウイルスを抑え込みました。気候変動の課題も同様ですが、各国は意見の違いを乗り越えて、Covid19 に立ち向かい、zeroCovid19 を目指して欲しいと願うものです。

一昨年、大阪府高槻市で餓死した高齢女性が「無国籍」であったこともあり、この問題がTV や新聞で取り上げられるようになりました。法務省は、「戸籍がない」ということは、「人間の尊厳にかかわる重大な問題」としています（MOJ channel）。ジェンダー平等の課題は、「個人の尊厳」の問題ですが、「無国籍」を生む原因は、DV や摘出推定にあるとすれば、法改正（刑法や民法）は、急務の課題で、ジェンダー平等そのものの課題です。立法府の怠慢とも言えるかもしれませんが、国民の無関心（があるとすれば、それ）にも責任があります。原因を早急に取り除くとともに、

2021.2.10 現在、法務省が把握する無国籍者は 881 人と言われています（岩波書店）

「日本の無国籍者」の著者の井戸まさえさん達の推計では、少なくとも 1 万人と言われています）が、ただちに支援が届くようにし、ゼロ「無国籍」の社会にしなければならぬと思います。

（男性）





いきいきフォーラム実行委員会は、毎年開催しているフォーラムに向けての準備だけでなく、男女共同参画に関する見識も深まります。

ここで知ったことを元になると、ふだん何気なく見ていた古いドラマで、性別による役割分担（男は仕事、女は家庭）が描かれ、しかも登場人物たちもそれが当たり前のように振る舞う様子を見て、違和感を覚えます。最近のドラマは、一人ひとりの個性を生かした役割分担があり、ジェンダーを意識しているなど感じています。

ぜひ皆さんには、フォーラム当日にご参加頂くことはもちろん、実行委員会にもご応募頂けたらと願っています。

(女性)





今年度初めて「いきいきフォーラム実行委員会」に参加させていただきました。男女共同参画について少し聞いたことがある程度でしたので、何ができるのか、お役に立てるのかとても不安でした。実行委員の皆様は知識が豊富な方ばかりでお話もわかりやすく、男女共同参画やジェンダーなど私たちの身の回りで起こっていることについて理解を深めることができました。

11月に開催した「いきいきフォーラム」では、二宮先生がとてもわかりやすくお話をしてくださったので参加していただいた方々は大変よろこんでおられました。

日々生活している中でなかなか触れ合うことのできない社会問題について考える機会をいただきありがとうございました。

(女性)



令和3年度 いきいきフォーラム実行委員会 年間の流れ

日程（原則第3水曜日）		内容
第1回	5月19日	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 「いきいきフォーラム」について 向日市男女共同参画施策について いきいきフォーラム実行委員会について 令和3年度のいきいきフォーラムの企画について
第2回	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 いきいきフォーラムの企画について
第3回	7月21日	<ul style="list-style-type: none"> いきいきフォーラムの企画について テーマ・内容について タイトルについて チラシに掲載する項目について
第4回	8月11日	<ul style="list-style-type: none"> いきいきフォーラムの企画について サブタイトルについて チラシについて 当日アンケートについて
第5回	9月15日	<ul style="list-style-type: none"> いきいきフォーラムの企画について いきいきフォーラムの役割分担について
第6回	10月20日	<ul style="list-style-type: none"> いきいきフォーラムの企画について いきいきフォーラムの役割分担について 講演内容について
第7回	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> いきいきフォーラムの企画について いきいきフォーラムの役割分担について いきいきフォーラム実行委員会のパネルについて 令和4年度における「いきいきフォーラム」の名称について
	11月20日	☆いきいきフォーラム
第8回	12月15日	<ul style="list-style-type: none"> いきいきフォーラムについて いきいきフォーラムの感想について 令和4年度における「いきいきフォーラム」の名称について
第9回	1月19日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度「いきいきフォーラム」に係る講師謝金ついて 令和4年度における「いきいきフォーラム」の名称について 記録集の作成について
第10回	2月16日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度「いきいきフォーラム」に係る講師謝金ついて 「いきいきフォーラム」記録集について
第11回	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度「いきいきフォーラム」に係る講師謝金ついて 「いきいきフォーラム」記録集について 次年度自分らしく生きよう！いきいきフォーラム実行委員会について

※11月の向日市まつりが中止になったため、フォーラムコーナーでの啓発活動も中止となりました。

キーワード



ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」はそれ自体良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。



SOGI（ソジ）

Sexual Orientation（セクシュアル・オリエンテーション） and Gender Identity（ジェンダー・アイデンティティ）

の頭文字のことで、性的指向/性自認のことをいいます。

LGBTが

- Lesbian（レズビアン）…女性同性愛者
- Gay（ゲイ）…男性同性愛者
- Bisexual（バイセクシュアル）…両性愛者
- Transgender（トランスジェンダー）…性同一性障がいを含む、身体的性にとらわれない性別のあり方を持つ人

という「誰」を指すのに対して、SOGIは「状態」を指すため、私たち全員が含まれます。



固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。



SDGs（エスディーゼズ 持続可能な開発目標）

国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17の目標から成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。SDGsは、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものです。

目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることをいいます。



ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。



ハラスメント

主なハラスメントとして以下の5点が挙げられます。

○セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

他者が嫌がっているにも関わらず、性的な嫌がらせをすることです。女性が被害を受けるイメージのあるセクハラですが、近年では男性が被害を受けることもあります。

○パワーハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く人に対して、職務上の地位などの優位性をふりかざし、業務範囲外で精神的・身体的な苦痛を与えることです。

○マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・子育てに対して嫌がらせを受けるなど、女性に向けたハラスメントがマタハラです。マタハラは法律で禁止されており、企業に防止措置が義務付けられています。

○パタニティ・ハラスメント（パタハラ）

男性の育児休業制度利用等の育児参加に対する嫌がらせをすることです。

○モラル・ハラスメント（モラハラ）

言葉や態度、身振りや文書などによって、人間的人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせることです。



ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、その多くは男性から女性に振るわれています。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、社会的暴力、経済的暴力、子どもを巻き添えにした暴力※なども、DVに含まれます。

（※子どもの前でふるわれる暴力は児童虐待にあたりとされています。）



パープルリボン運動

1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動です。DVや虐待など、個人間にある暴力をなくすことや、暴力の被害にあっている人たちの安全を守り、勇気を与えること、また暴力の問題に関心を持ってもらうことを目的に、一人一人が参加、行動できる運動です。



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。



女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。

本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に締結しています。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

いきいきフォーラム実行委員会



川阪 宏子
慶松 和郎
澤 清史
多田 久美子
能地 あけみ
(50音順)



主催

いきいきフォーラム実行委員会・向日市

編集／いきいきフォーラム実行委員会

発行／向日市ふるさと創生推進部広聴協働課

〒617-8665

京都府向日市寺戸町中野20番地

TEL (075) 874-1409

FAX (075) 922-6587